

# 公益社団法人日本地震工学会 運営積立金規程

2012年12月7日制定

2016年8月9日改定

## (名称)

第1条 名称は「日本地震工学会運営積立金」(以下「運営積立金」という)と称し、日本地震工学会内におく。

## (目的)

第2条 運営積立金は、定款第2章第4条第1項第6号および第7号の事業を円滑に運営するため、本会の運営の実を上げることを目的とする。

## (資金)

第3条 運営積立金は、特定目的のための積立金および毎年度収支予算時の積立金をもって充当し、その果実をもって運用する。

## (事業)

第4条 運営積立金は、第2条の目的に則る本会の重要事業に必要な費用に充当する。但し、理事会が必要と認めた場合は、この限りでない。

## (会計)

第5条 運営積立金は一般会計とし、その管理は会長が行う。

## (報告)

第6条 会長は、運営積立金による成果をその年度の総会に報告する。

## (規程の改正)

第7条 本規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

## 附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この規程の変更は2016年8月9日から施行する。